

独立行政法人酒類総合研究所の概要

(1) 設立

平成13年4月1日（明治37年に大蔵省醸造試験所として創設）

(2) 事務所

広島県東広島市

(3) 常勤役職員数（令和7年4月1日現在）

44名

(4) 目的

- 酒税の適正かつ公平な賦課の実現
- 酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高める

(5) 主な業務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達のため、日本産酒類の輸出促進の政府方針等を踏まえ、①酒類業の振興のための取組、②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組を行っている。

(6) 法人の類型

中期目標管理型法人

（第5期中期目標期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）

※ 中期目標管理法人：公共上の事務等のうち、国が中期的な期間（3～5年）について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人

酒類行政の基本的方向性 ～主に産業振興の観点から～ (概要)

【国税庁の使命】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況

国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。

酒類輸出の状況

品目別にはウイスキーや清酒、国・地域別には中国やアメリカが輸出を牽引。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

酒類業の振興

コンプライアンスの確保

課題

商品の差別化・高付加価値化等

海外市場の開拓
(輸出促進)

技術の活用と
人材の確保等

中小企業支援

免許制度等の
適切な執行

公正な取引
環境の整備等

国税庁の取組

- ▶ ブランド化推進事業
- ▶ 酒類業構造転換支援事業(新商品・サービスの開発)
- ▶ 地理的表示(GI)制度の活用
- ▶ 表示基準の周知・見直し等

- ▶ **輸出拡大実行戦略の推進**
- ▶ 酒蔵ツーリズムの推進
- ▶ 日本産酒類輸出促進コンソーシアム
- ▶ 展示会出展、バイヤー招へい、商談会
- ▶ 国際交渉

- ▶ 酒類業構造転換支援事業(ICT技術の活用)
- ▶ **日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進**
- ▶ **酒類総合研究所による技術支援**

- ▶ **業界団体との連携**
- ▶ 中小企業向け施策の情報提供(関係省庁・機関、地方自治体等との連携)
- ▶ **技術相談等の技術支援**

- ▶ 酒類の製造及び販売業免許の審査等
- ▶ 酒類製造場・販売場の実態把握
- ▶ 酒類業組合の監督
- ▶ **適正な表示、品質・安全性の確保**

- ▶ 酒類の取引状況等実態調査
- ▶ 「酒類の公正な取引に関する基準」の見直し
- ▶ アルコール健康障害対策推進基本計画(第2期)の推進
- ▶ 20歳未満の者等の飲酒防止対策

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」と国税庁、酒類総合研究所での取組

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

(農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定)

- 政府の輸出額目標である2030年に5兆円を達成するため、輸出拡大については、以下3つの基本的考え方に基づいて政策を立案・実行する。

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押し

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- 日本産酒類については、「清酒（日本酒）」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を重点品目とされている。

国税庁における取組

- 海外市場の一層の開拓等による酒類業のさらなる発展のため、輸入規制の撤廃等の国際交渉のほか、以下の取組を実施。

「伝統的酒造り」に関する国内外の認知度を高める

・ 関係省庁等とも連携した、国内外での各種プロモーションの実施 等

認知度向上、販路拡大支援

・ ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組等（酒類業振興支援事業費補助金）

・ 海外大規模展示会への出展支援や海外輸出コーディネーター等による商談会の開催
・ 国際イベント等でのPR 等

高付加価値化支援

・ 商品の差別化・高付加価値化のための技術支援 等

酒類総合研究所における取組

- 日本産酒類の輸出促進のため、国税庁の技術基盤として、中期目標において以下の取組を実施。

日本産酒類の競争力強化等

酒類製造の技術基盤の強化

酒類の品質及び安全性の確保

酒類業界の人材育成

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図

国税庁の任務

➤ 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

- ・ 酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収

➤ 酒類業の健全な発達

酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保及び酒類業の振興の強化に取り組む。

- ・ 酒類製造者の技術力の強化を支援
- ・ 酒類の品質・安全性の確保
- ・ 酒類の適正な表示の確保

主な政府方針

➤ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

➤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

- ・ 農林水産物・食品の輸出促進

➤ 科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）

➤ 統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

- ・ 食料・農林水産業について、科学技術の力を活用することにより、輸出拡大に向けた国際競争力を強化
- ・ Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等

- ・ 新たな価値の創造に資する研究
- ・ 清酒の品質劣化防止に資する研究
- ・ 食品添加物の指定要請手続
- ・ 輸出酒類の分析・証明事務

等

酒類製造の技術基盤の強化

- ・ 各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究
- ・ 地域ブランド等の価値向上に資する研究
- ・ 酒類製造者等の取組を支援

等

酒類の品質及び安全性の確保

- ・ 酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
- ・ 酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
- ・ 業界団体主催の品質評価会等の支援

等

酒類業界の人材育成

- ・ 醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会
- ・ 関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成
- ・ 酒類に関する研究者の育成

等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保

- ・ 分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究

等

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

- ・ 日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動
- ・ 関係機関と連携したオープンサイエンスの推進

等

独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金・ 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金の概要

○ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金

(1) 事業概要

(独)酒類総合研究所において、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業界の人材確保、酒類の適正課税及び適正表示の確保等のため、質の高い研究等を実施し、成果の普及を図る。また、前段の取組の一環として、国税庁からの依頼があった分析・鑑定の実施、鑑評会の開催、酒類醸造講習の実施等に取り組む。さらに、公設試験研究機関、民間等との外部連携を積極的に推進するとともに、酒類に関する分かりやすい情報発信を行い、酒類に関するナショナルセンターとしての役割の強化に取り組む。

(2) 令和7年度当初予算額

9.6億円

○ 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金

(1) 事業概要

(独)酒類総合研究所が実施する業務を効率的かつ円滑に実施することを目的に、(独)酒類総合研究所の施設・設備の整備充実、老朽化対策等に要する経費に対して補助金を交付する(補助率:定額(10/10))。

(2) 施設整備費補助金による施設・設備の整備状況

《施設》

- ・ 製造棟、研究棟、管理棟の改修工事

《設備》

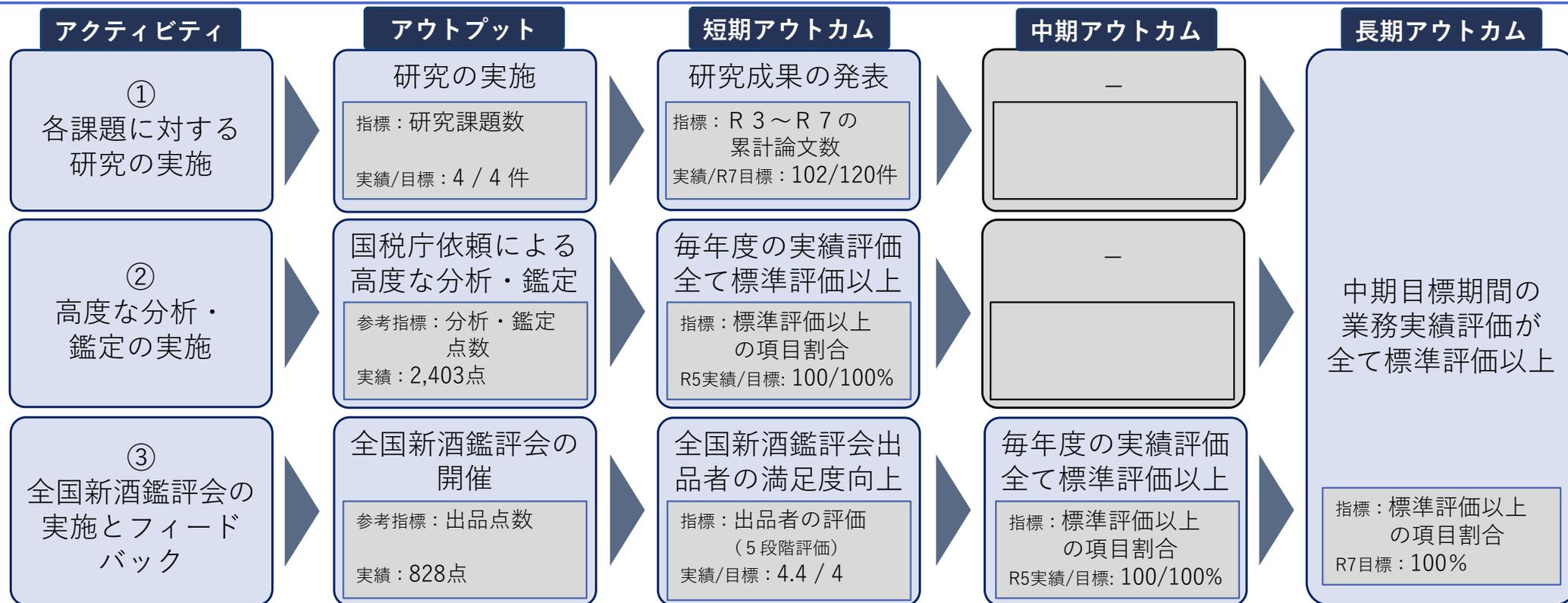
- ・ 空調設備、ボイラー等の更新

(3) 令和7年度当初予算額

なし



独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金のアウトカムの設定について



●アウトカムの設定について

①「各課題に対する研究の実施」の短期アウトカム

研究成果が得られたテーマについては学術雑誌等で公開することから、累計論文数を短期アウトカムに設定。

②「高度な分析・鑑定の実施」の短期アウトカム

分析・鑑定数は、業務実績評価における主要な経年データとされており、活動指標が向上することで業務実績評価に反映されることから、主務大臣により示される毎年度の業務実績評価において全ての項目で標準評価以上の評価を受けることを短期アウトカムとして設定。

③「全国新酒鑑評会の実施とフィードバック」の短期・中期アウトカム

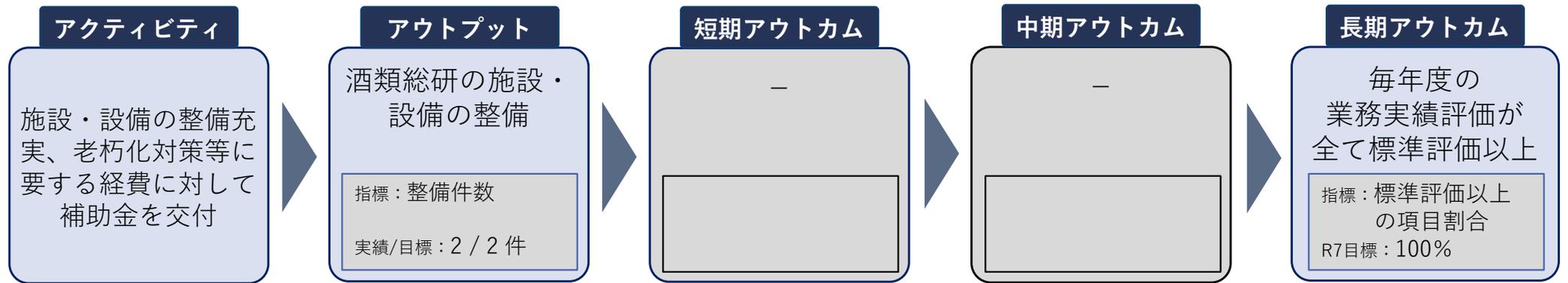
全国新酒鑑評会の出品酒について、結果公表後に出品者へ審査結果等のフィードバックを行うとともに、フィードバックに対する満足度を調査している。この満足度を指標とし、その指標向上を短期アウトカムとして設定。

この満足度の向上は、業務実績評価における評価の根拠の一つであるため、毎年度の業務実績評価の状況を中期アウトカムとして設定。

①～③共通の長期アウトカム

研究及び分析・鑑定の実施並びに全国新酒鑑評会の開催による各アウトプットは、主務大臣により中期目標期間全体（5年間）の評価として示されるものであることから、中期目標期間の業務実績評価において全ての項目で標準評価以上であることを長期アウトカムとして設定。

独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金のアウトカムの設定について



●長期アウトカムの設定について

酒類総研の施設・設備の整備充実、老朽化対策等は、中期目標・中期計画に沿って実施する各種業務を確実に継続させるために不可欠であり、中期目標・中期計画の達成を下支えするものであることから、業務実績の評価結果において全ての項目で標準評価(B評価)以上の評価を受けることを長期アウトカムとして設定した。

※ 短期・中期アウトカムを設定していない理由

施設整備費補助金は、中期目標・中期計画に沿って実施する各種業務を確実に継続させるために交付されるものであり、施設整備費補助金の交付が、中期目標・中期計画の達成に直接結びつくため。

独立行政法人酒類総合研究所の取組事例

～日本産酒類の競争力強化等～

- (独) 酒類総合研究所では、第5期中期目標期間において、酒類業の振興のための取組のうち、日本産酒類の輸出促進に向けた取組について重点を置いて実施。
- 令和5年度は日本産蒸留酒の特徴となる成分に係る重要な知見が得られたこと、輸出酒類の分析・証明等の効率化を図り処理日数を短縮したこと等により、A評価(所期の目標を上回る)とした。

日本産酒類の競争力強化に資する研究

ブランド価値の向上により日本産酒類の競争力を強化するため、以下の研究を実施。

その他、麹菌、酵母等の醸造用微生物や、清酒原料米等の酒類原料の特性把握のための基盤的研究を実施。

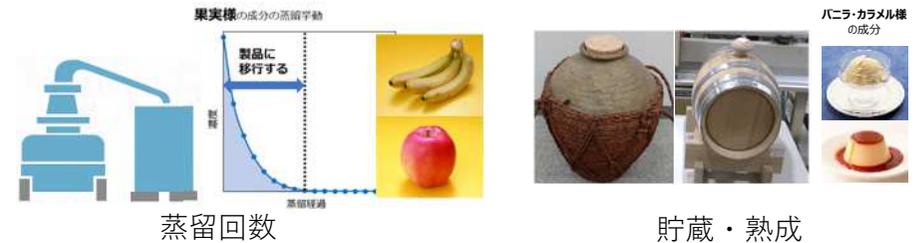
清酒の品質劣化の防止に資する研究



清酒は温度による影響を受けやすく、輸出時等に品質を維持して流通させることが難しい。

長期間の輸送時等に発生しやすい劣化臭の原因物質を生産しにくい酵母を開発し、実用化。

日本産蒸留酒の特性解明に関する研究



日本産酒類の蒸留酒の海外におけるブランド力向上のため、焼酎・泡盛等の品質に寄与する成分を探索。

蒸留回数、貯蔵・熟成等により特徴となる成分が異なり、異なる品質特徴となることが示唆。

輸出酒類の分析・証明等

台湾、EU等向け輸出ワインに関する証明書等や輸出先国が求める放射性物質の検査証明書を発行。

	達成目標	R3	R4	R5
対台湾輸出酒類の分析点数	-	398	347	348
対EU等輸出ワインの証明点数	-	103	59	110
輸出酒類の放射能分析点数	-	1,267	1,575	1,710
処理日数(台湾・EU等)	20業務日以内	10.8	10.6	9.5
処理日数(放射能分析)	2業務日以内	1.8	1.8	1.5

食品添加物の指定要請手続

日EU経済連携協定に基づき酒類等に使用する食品添加物の指定要請手続を期限内に完了。



独立行政法人酒類総合研究所の研究、研究成果発信の例

○ 清酒の品質劣化の防止に資する研究の実施

老香（ひねか）の原因物質を解明

老香の主要成分がジメチルトリスルフィド（DMTS）であることを明らかに（H18）

老香の原因物質の生成機構を解明

DMTSの前駆体およびその生成に関する酵母の遺伝子を明らかに（H25）

老香の原因物質をつくりにくい清酒酵母を開発

DMTSの前駆体の生成に関する遺伝子が欠損した清酒酵母を育種（共同研究で実施）



実地試験醸造により酵母の醸造特性を確認

清酒製造場で試験醸造を行い、酵母の醸造特性や使用上の注意点を検討

日本醸造協会から酵母を販売

mde-D1株（R3）、Ka8株（吟醸タイプ、R6）を頒布開始

高品質な清酒の品質保持に貢献

○ 日本産蒸留酒の特性解明に関する研究

本格焼酎・泡盛の香味特性表現の明確化



本格焼酎・泡盛フレーバーホイールの作成（R2）

官能評価標準試薬の販売（R6）

特徴的な香味と製造工程の関係性の検討



泡盛の複数回蒸留では果実様の香りが増加（R3）
長期貯蔵焼酎の特徴としてバニラ香、カラメル香が寄与（R5）
今後、各成分の生成機構や製造工程との関係性等について検討

日本産蒸留酒の特徴を解明

日本産酒類のブランド価値向上により、日本産酒類の輸出促進等に貢献

○ 研究成果は、以下の機会に酒類製造者等に対して発信し、参加者等に対して満足度調査を実施。

- ・酒類総合研究所講演会、酒類醸造講習での講演・講義
 - ・各県等で実施している講習会への講師派遣
- 等

酒類総合研究所で実施した研究の実用化の事例

○ 清酒の品質劣化の防止に資する研究

【従来】 清酒の貯蔵劣化臭「老香（ひねか）」（たくあん様の香り）は、長期貯蔵及び高温により発生しやすい
⇒ 輸出などでリスク大

【現在】 新開発酵母を使用することで貯蔵劣化臭を抑えることができ、従来より高品質な清酒の輸出等が可能に
⇒ 商品の高付加価値化に貢献



○ 精米後の白米形状が清酒の品質に与える影響についての研究

球形白米【従来】

・ 玄米の長さ方向が主に削られる

長さ

幅

厚さ

精米歩合 50%

35%

白米のタンパク質を少なく、繊細な味わいの清酒とするには精米歩合を低くする必要（白米をより多く削る）

扁平白米

・ 玄米の厚さ方向が主に削られる

厚さ

精米歩合 50%

従来と同じ精米歩合でも白米のタンパク質がより少なく、繊細な味わいの清酒に

球形白米の精米歩合35%の清酒
扁平白米の精米歩合50%の清酒
→ 成分の類似性高く、従来ほど削らなくてもほぼ同様の品質に

扁平白米を使用した商品として、各製造者から販売
輸出向け商品にも活用

行政事業レビュー対象事業と国税庁実績評価との関係について

令和5事務年度国税庁実績評価書における、本事業を含む実績目標は次のとおり。

【実績目標】

実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進

【施策】

実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携

【定性的な測定指標】

実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援



【本事業と実績評価との関係】

独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としている。本事業は、同研究所が行う研究、調査及び情報提供等業務に必要な財源を交付するものであることから、「施策 実2-5 独立行政法人酒類総合研究所との連携」に寄与している。

令和5事務年度国税庁実績評価書においては、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、「s 目標達成」としている。

参 考 资 料

「伝統的酒造り」 ユネスコ登録関係

- 認知度向上
(伝統的酒造り関係)

2.3億円



「伝統的酒造り」に関する国内外の認知度を高める

- ・新聞広告
- ・主要駅デジタルサイネージ広告
- ・機内シートモニター広告 (予定)



- ・国内外での各種プロモーションイベントの開催

2025大阪・関西万博の機会も活用
日本酒造組合中央会、文化庁、外務省 (在外公館)、JETRO等とも連携

認知度向上・販路拡大支援

- 酒類業振興支援事業費補助金

7.0億円

6.0億円

- ①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- ②商品の差別化や販売手法の多様化による国内外の新市場開拓等の取組を支援

[取組例]



訪日外国人向け酒蔵ツアー
リズムの取組



外国人を対象とした自社製品の試飲
プロモーション



原料等を見直したセカンド
ブランドづくりに挑戦

- 認知度向上 (日本産酒類の魅力を発信)

2.8億円

9.3億円

- ・国際イベント等でのPR
- ・国際的な酒類教育機関の講師等、発信力を持つ関係者の国内招聘

- 販路拡大 (輸出拡大に向けたマッチング支援)

- ・海外大規模展示会への出展支援や海外輸出コーディネーター等による商談会の開催等
- ・酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ・輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集



大規模展示会への出展支援
(令和6年7月、バンコク)



国税局鑑定官 (お酒の専門家) による技術相談への助言

- ・地理的表示(GI)のPR、活用促進
- ・商品の差別化・高付加価値化のための技術支援

- 酒類総研の機能強化
((独) 酒類総合研究所)

1.9億円

酒類の輸出に必要な証明書の発行体制、酒類の分析体制の強化等

- 清酒製造業近代化事業費等補助金 (日本酒造組合中央会)

厳しい経営環境も踏まえ、伝統的酒造りや万博の機会も活用し、経営の安定化を図る



日本酒フェアの開催



國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等の実施

1.9億円

6.2億円

原料米等高騰対策

- 信用保証事業 (日本酒造組合中央会)
短期での運転資金の円滑な調達に係る支援措置を行うため、日本酒造組合中央会に造成済の基金による信用保証事業を活用 (既存の基金残高を活用)

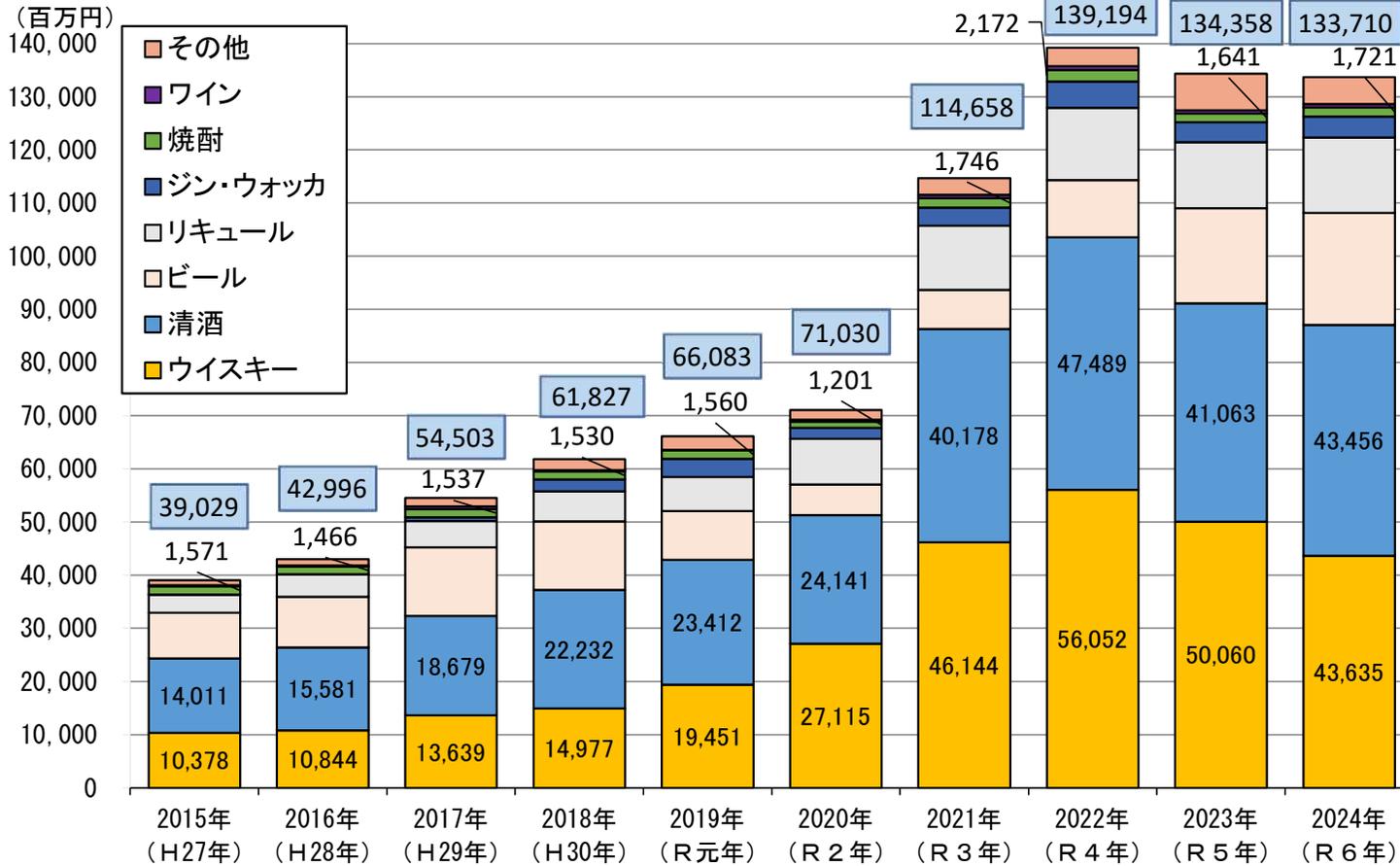
(注) この他に令和7年度予算において、(独) 酒類総合研究所に対する運営費交付金 (9.6億円) を措置 (ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)

最近の日本産酒類の輸出動向について

(2025年2月作成)

(2025年3月更新)

○ 2024年の輸出金額は1,337億円(対前年比▲0.5%)となり、2023年と概ね同水準。下期は前年同期比で増加。
 ○ 個別品目では、ウイスキーが減少(対前年比▲12.8%)した一方で、清酒(対前年比+5.8%)及び焼酎(対前年比+4.8%)は増加。ビール及びリキュールについては、過去最高額を更新。



○ 品目別輸出金額 (単位: 百万円)

品目	2023年	対前年増減率	2024年	対前年増減率
ウイスキー	50,060	▲10.7%	43,635	▲12.8%
清酒	41,063	▲13.5%	43,456	+5.8%
ビール	17,906	+66.6%	21,045	+17.5%
リキュール	12,433	▲8.6%	14,191	+14.1%
ジン・ウォッカ	3,758	▲24.4%	3,912	+4.1%
焼酎	1,641	▲24.4%	1,721	+4.8%
ワイン	567	▲17.4%	643	+13.4%
その他	6,930	+99.7%	5,109	▲26.3%
合計	134,358	▲3.5%	133,710	▲0.5%

○ 輸出金額上位10か国・地域 (単位: 百万円)

国・地域	2023年	対前年増減率	2024年	対前年増減率
アメリカ合衆国	23,719	▲11.4%	26,468	+11.6%
中華人民共和国	32,171	▲18.5%	24,471	▲23.9%
大韓民国	14,272	+156.0%	16,938	+18.7%
台湾	13,516	+12.4%	15,943	+18.0%
香港	9,444	▲18.5%	10,313	+9.2%
オランダ	6,710	+59.7%	7,780	+15.9%
シンガポール	7,693	▲6.6%	7,757	+0.8%
オーストラリア	6,583	+17.2%	4,371	▲33.6%
フランス	5,062	▲18.2%	3,712	▲26.7%
カナダ	1,722	▲31.3%	2,342	+36.0%
(参考)EU・英国	16,358	+4.7%	15,462	▲5.5%

○ 2024年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	86.1	104.1	118.2	127.4	109.9	122.4	112.0	104.4	114.6	112.7	101.9	123.5	1,337.1
対前年比 (%)	+4.1	▲20.0	▲14.4	+23.5	▲16.0	+5.5	▲15.2	+2.6	+5.2	+7.6	+17.6	+13.6	▲0.5

出典: 財務省貿易統計

第5期中期目標期間における業務実績評価

- 独立行政法人通則法の規定に基づき、財務大臣は酒類総研の業務実績評価を行っている。
- 各項目ごとにS、A、B（標準）、C、Dの5段階で評価。
- 業務実績評価にあたっては、評価の客観性を確保し、その質を高めるため、研究、経営及び消費者問題に知見を有する外部有識者から意見聴取を行っている。

業務実績の評価項目		主な業務内容	R5評価
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			A
(1)	日本産酒類の競争力強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清酒の品質劣化防止に資する研究 ・ 輸出酒類の分析・証明等 	A
(2)	酒類製造の技術基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究 ・ 地域ブランド等の価値向上に資する研究 	A
(3)	酒類の品質及び安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類の品質及び安全性に関する研究 ・ 業界団体主催の品質評価会等の支援 	B
(4)	酒類業界の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会の実施 ・ 関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成 	A
(5)	酒類の適正課税及び適正表示の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究 	B
(6)	アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動 	A
2. 業務運営の効率化に関する事項			B
3. 財務内容の改善に関する事項			B
4. その他の事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び設備に関する計画等 	B